

始良市行政改革推進委員会の運営指針

始良市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定めます。

1 委員会の開閉

委員会の開会と閉会は、議長が宣告します。

2 発言

委員は、議長の許可を得た後に発言するものとします。

3 委員会の会議録

議長は、次に掲げる事項を記録した会議経過の要旨（以下「会議録」という。）を作成し、保存するものとします。会議録の様式は、様式第1号のとおりとします。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 委員会の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他議長が必要と認めた事項

また、会議録には議長と、あらかじめ議長が議事に先立ち指名した出席委員1名が署名するものとします。

4 会議録等の公開

会議録や委員会資料は、原則公開とし、その公開方法については次のとおりとします。

- (1) 行政管理課での閲覧
- (2) 始良市ホームページへの掲載

5 委員会の公開

委員会は公開とします。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができることとします。

6 傍聴

委員会を傍聴しようとする者は、始良市行政改革推進委員会傍聴人受付簿（様式第2号）に氏名と住所を記入するものとします。

7 傍聴人の定員

傍聴人の定数は、会場の規模に応じて議長が調整します。また、傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定することがあります。

8 傍聴することができない方

次の各号のいずれかに該当する方の傍聴は認めないこととします。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を与え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他委員会を妨害するおそれがあると認められる者

9 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければなりません。

- (1) 委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明してはいけません。
- (2) 私語、談笑等委員会の妨げになるような行為をしてはいけません。
- (3) 携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
- (4) みだりに席を離れてはいけません。
- (5) 飲食や喫煙をしてはいけません。
- (6) 不体裁な行為や他人に迷惑となる行為をしてはいけません。
- (7) その他委員会の秩序を乱し、又は委員会を妨害するような行為をしてはいけません。

10 写真、ビデオ等の撮影や録音等の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影や録音等をしてはいけません。

ただし、あらかじめ議長の許可を得たときは、撮影・録音等を行うことができます。

11 傍聴人の退場

傍聴人は、委員会を公開しないと決定したときは、速やかに退場してください。

12 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従ってください。

13 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、議長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができます。

14 その他

上記に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定めることとします。

15 附則

この運営指針は、平成 22 年 10 月 14 日から施行します。